

特定業務代行者の募集が始まります

～藤枝駅前一丁目6街区第一種市街地再開発事業～

要約すると

- 駅前一丁目6街区第一種市街地再開発事業の特定業務代行者を公募
- 施設建築物等の施工や設計協力等に係る業務代行者を募集
- 令和6年6月19日（水）～7月3日（水）の期間に募集要項等を配布

令和6年6月19日（水）、藤枝駅前一丁目6街区再開発準備組合（池谷仁志理事長）は、同地区第一種市街地再開発事業の特定業務代行者の募集を開始します。

- ◆ 募集要項等配布期間 令和6年6月19日（水）～7月3日（水）
- ◆ 主 な 業 務 範 囲 施設建築物新築工事等の施工及び設計協力その他支援業務
- ◆ 応募資格及び制限
 - (1) 応募の条件
参加表明書の提出が応募の条件。共同企業体での応募も可能。
 - (2) 応募者の資格
 - ① 地上14階以上のマンションの施工実績を有すること。共同企業体での応募の場合、地上14階以上の施工実績は、1社のみの実績でよいものとする。
 - ② 暴力団若しくはこれらに準ずる手続きの開始の申し立てを受けたものでないこと。
 - ③ 事業遂行に必要な資力信用を有すること。
 - (3) 応募者の制限
事業提案書提出日において、破産、民事再生、会社更生その他これに順ずる手続きの開始の申し立てを受けた事業者又は申し立てをした事業者は、本事業提案に応募不可。また、共同企業体での応募の場合、構成員のうち1企業でも該当する場合は原則として失格。



「問合せ先」

藤枝駅前一丁目6街区特定業務代行者募集事務局

(株)アールアンドディ新建築都市研究所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿六丁目25番8号オフィスアネックス203

TEL : 03-3348-5088 E-mail : mita-masaru@r-and-d.co.jp (担当 : 三田)

特定業務代行者を決定することで、早期に再開発組合設立に必要な事業計画の検討に着手でき、令和7年度の組合設立認可、令和8年度の建築工事着手を目指していきます。